

# 「浜松市立佐久間小学校 いじめ防止基本方針」

令和3年度 改訂

## はじめに

本校は浜松市北部の山間地にあり、緑が豊かで清流が流れ、風光明媚な自然環境に恵まれている。そして、このような環境の下、学校や保護者、地域が一体となって子供を育むという伝統的な風土が根付いており、子供たちには、素直で、欠席が少ないという特徴がある。

しかし、少人数ゆえに固定化された人間関係や、時代の流れによる地域や家庭環境の変化などにより、必ずしもすべての子供が、学校生活に満足しているとは言えない。子供たちを対象に実施している「生活アンケート」によると、友達とのやりとりの中で傷ついたり、思うようにならなくて悩んだりする姿も見られる。

いじめは、被害にあった子供の、人としての誇りや尊厳を切り刻む、許されざる行為である。いじめに関係した子供それぞれの自覚の有無にかかわらず、その行為は時として、命にかかわる事態に発展する可能性もある。

佐久間小学校では、これまでも「いじめはどの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなる」「いじめは見えにくいもの、発見されないもの」ということを念頭に置き、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた様々な取り組みを行ってきた。そして、さらに、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、それらの取り組みを体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として、ここに本校の「いじめ防止対策基本方針」を示すこととする。

この方針に沿っていじめ防止等に取り組むことにより、佐久間小学校において、一層質の高い教育活動を展開していきたい。そして、子供と保護者、教職員、地域住民の心が耕され、いじめを含む様々な人間関係上の諸問題に対し、信頼関係をもって互いが真摯に向き合い、前向きな姿勢で、望ましい解消を目指して話し合える関係が作られることを期待している。

## 1 「いじめ」の定義（平成25年9月 いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 「いじめ」のとらえと基本方針

- 「いじめ」は「いつでも」「どこでも」「誰にでも」起こる可能性がある。
- 「いじめ」はすべての子供が被害者、加害者、観衆、傍観者になる可能性がある。
- 「いじめ防止対策推進基本法第2条」の「いじめの定義」に従い、「いじめ」の「疑い」が認められた段階で、できる限り迅速かつ適切に、それに対応する。

前記の「いじめ」に対する全職員の共通認識のもと、すべての子供が「いじめのない、穏やかで、明るく、楽しい学校生活」を送り、将来にわたって「いじめのない、穏やかで、明るく、豊かな社会」の担い手となるよう、「佐久間小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

策定のポイントは、以下の5点である。

- ① 「いじめ」の「防止」「早期発見」「措置」の3場面で対策を講じる。
- ② SCや専門機関と連携し、「教育的予防」と「治療的予防」を考慮する。
- ③ 子供との接触頻度を高めることで、子供の些細な変化を見逃さないようにしたり、「いじめ」を生み出す時間や空間を減らしたりするとともに、子供の「居場所づくり」と「絆づくり」を心掛ける。
- ④ 常に、学校内外を含めた組織的な対応を図る。
- ⑤ 子供の発達段階を踏まえ、近隣幼小中との連携を図り、体系的に対応する。

### 3 「いじめ」の防止について

「いじめ」の防止は、すべての子供が安全に、安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、学校生活に主体的に取り組み、活躍することができる学校づくりを進めていくことから始まる。

子供の「居場所づくり」や「絆づくり」をベースにして学校づくりを進めていくことにより、すべての子供に集団の一員としての自覚や自尊感情が育まれる。そして、仮に子供に様々なストレスをもたらす要因が生じて、いたずらにそれにとられることが減り、互いを認め合う人間関係を土台としたより良い学校風土を、子供が自ら作り出すこともできる。

また、特に子供と教師の接触頻度を高めることで、子供の些細な変化を見逃さないようにするとともに、「いじめ」がおこる時間や空間を生じさせないようにすることも大切である。

#### (1) 「いじめ」に対する協働体制の確立と環境の整備

「いじめは決して許さない」という共通認識に立ち、全職員で子供を見守っていくために、いじめ対策コーディネーターを中心とし、全職員で「いじめ」の起こりやすい環境をなくし、「いじめ」の予兆や悩みを持った子供を見逃さず、問題を解決することのできる組織を作り、様々な方策を実行する。

- ① 「いじめ対策委員会」の企画運営
  - 全職員が参加する。(必要に応じてSCやSSWの参加を要請する)
  - 学校全体の子供や「いじめ」の実態について情報交換し、対応方針を打ち出す。
  - 他校や関係諸機関との連携を行う。
- ② 「いじめ」に関する情報収集と実態の集約、把握
  - 挨拶や声掛けなどを通して子供と教師の接触頻度を高め、子供の様子を把握するとともに、保護者や地域との良好な関係づくりに努め、多くの情報を収集し、集約する。
  - 常に子供の様子を話題にするとともに、いじめ対策委員会や職員打ち合わせ等において、実態や支援、指導について話し合い、全職員への周知徹底を図る。
  - 子供へのアンケート調査等を行い、情報の収集と分析、集約を図る。
    - ・ 「生活アンケート」の実施 . . . 年5回
    - ・ 「教育相談」の実施 . . . 随時
- ③ 「いじめ」の認知、相談があった場合の対策チームの設置
- ④ 校長、教頭、SCなどによる、対策チームの対応についての指導や助言

⑤ 保護者、地域、関係機関との連携

- 学年だよりや学校だより、HPを活用して、「学校いじめ防止対策基本方針」の周知を図るとともに、「いじめ問題」への啓発や、「いじめ問題」の対応等を発信する。
- 近隣幼小中学校との連携を図り、子供の様子について、随時情報交換を行う。
- 市教委、医療機関、児童相談所、警察、家庭裁判所、主任児童委員、民生委員、人権擁護委員、保護司、保健師とも連携する。問題の深刻化を防ぐためにも、情報を上層機関に報告・連絡することに躊躇しない。
- 全員が協同して、一人一人の子供の支援や指導に当たる。

⑥ いじめ防止学習プログラムの作成や校内研修の企画、運営

- 学級づくりを軸とし、すべての教育活動を活用して、子供の間関係能力の向上を図る。
  - ・ 厳しくも暖かい指導の下、子供の規範意識を高め、生活のルールを守り、善悪の判断が正しくできるようにする。
  - ・ 日常生活での道徳的実践を見取り、認め、褒め、励ます。
  - ・ 構成的グループエンカウターの実施・・・年3回

(2) 子供の心を受け止められる教職員の感性と人間性の向上

教職員自身が子供や保護者、地域から信頼されるように自己研鑽し、人間性を高める。また、「子供を一人の人間として尊重し、子供の気持ちを理解し、子供と感動を共有できるか」「自分の心が一人一人の子供に向かっているか」、常に自分を振り返り、確認する。

(3) 教職員と保護者の信頼関係の構築

真摯な態度で、できる限り顔を合わせて保護者と話し合い、良好な関係を築く。

(4) 子供一人一人が生きる教育活動と、効果的な学習活動の実践

学校生活の大半を占める授業を充実した時間とすることで、子供は前向きに学校生活を送り、学習に対する達成感や成就感を味わい、自己有用感や自尊感情を育むことができる。

また、学校行事や体験活動を充実させることで、他者と関わりが生まれ、その中から、他者への思いやりや対人スキルを育てることができる。

「自分の思いや考えを分かりやすく表現できる子の育成」を目指し、「自分の考えを表現する喜び」や「自分の考えを周りに認められる喜び」「できた・分かった」が味わえる授業を実践したり、特別活動、総合的な学習の時間の充実を図ったりすることで、学力を向上させるとともに、子供が安心して活動し、自己存在感や充実感を感じることで「居場所づくり」を進める。

(5) 保護者や地域社会に開かれた学校づくり

常に開かれた学校づくりに努め、学校と保護者、地域が協力して活動できる関係を築く。このことが「いじめ」の防止や解消への、一丸となった取組につながり、その姿が「いじめ」に対する大きな抑止力となる。

- 日々の子供たちの様子や学校からの情報、「学校の指導方針」「いじめ防止の取組」「いじめ問題への啓発活動」などを、学校だよりやHP、ブログなどで積極的に発信する。
- 学校で行われるさまざまな活動に、保護者や地域の方々の参加を促す。
- 毎日の挨拶や、地域の活動への積極的な参加を通して、地域の一員としての意識や地域との交流を深め、郷土愛を育む。
- 地域の協力を得て、地域全体で子供を見守っていく風土を育む。

(6) 子供の自浄力（いじめを許さない力）の育成

- 様々な活動を通して、子供にたくましさとしなやかさを身に付けさせ、「自分たちの学校では、いじめを絶対に許さない」という気運を高める。

#### 4 「いじめ」の早期発見について

「いじめ」の兆候をできるだけ早くつかみ、迅速に対応することが、その解決の大きなポイントである。また、「いじめ」は「いつでも」「どこでも」「誰にでも」起こる可能性があることや、「いじめ」はすべての子供が被害者、加害者、観衆、傍観者になる可能性があることを全職員が共有することが大切である。

被害者が「いじめ」を訴えたら、それは加害側の意図に（正当防衛や犯罪防止を除く）関わらず、それは「いじめ」として認知する。また、被害者が訴えなくても「いじめ」だと感じられたら、「いじめ」として認知する。

これらのことをふまえ、以下の5点の活動を行う。

- (1) 全職員が、毎日一人一人の子供と挨拶を交わしたり、声を掛けたりして接触頻度を増やし、一人一人の様子を丁寧に観察することで、その発する小さなサインを見逃さないようにする。
- (2) 少しでも異変を感じたら、直ちに報告、連絡、相談を行い、多くの目でその子供を見守る。浜松市教育委員会等への報告も、躊躇せず行う。
- (3) 各種アンケートを実施し、「いじめ」の有無を確認する。
- (4) 子供や保護者が話しやすい雰囲気を作り常に心掛け、教育相談を実施する。
- (5) 「いじめホットライン」や「いのちの電話」等の外部の相談窓口を子供や保護者に周知する。

#### 5 「いじめ」に対する措置について

いじめ対策コーディネーターを中心とし、「いじめ」があったら（疑われたら）、全職員に周知し、各機関に連絡し、迅速かつ的確に対応することを基本とする。

また、「いじめ」があったことを、それぞれが人間関係を深めるよいチャンスと捉える。

(1) 対策チームの設立

- いじめ対策コーディネーターを中心として、学級担任、生徒指導主任、養護教諭、SC等による対策チームを迅速に立ち上げ、的確な役割分担をする。
- 具体的な指導や支援の共通理解を図る。
- 問題終結まで、情報を共有して指導経過を確認し、記録を確実に残す。

(2) 多方面からの情報収集による全体像の把握

- 関係する子供、教職員、保護者から、当事者のプライバシー、時間、場所、方法に配慮し、共感的な態度で「事実確認」のみを聞き取り、確実に記録を残す。
- 聞き取った情報を一元化して事実確認を行い、背景や心理状況などを含めた「いじめ」の全体像を把握したうえで、対策会議において具体的な対応や指導の方針を立てる。

### (3) 問題解決のための支援と指導

被害者、加害者、観衆、傍観者への支援、指導や、保護者への協力要請、関係機関や地域との連携を、いつ、だれが、どのように行うかをはっきりとさせ、全職員に周知して対応する。

#### ○ 被害者への支援、指導

- ・ 子供の希望をくみながら、学校生活の具体的なプランを作成する。
- ・ こころのケアをＳＣと協同で行う。
- ・ 登下校や休み時間の見守り等を行い、安全を確保し、「いじめ」の生じやすい時間を作らないように、全職員で取り組む。
- ・ 全職員で声を掛け、話しやすい関係を作るとともに、理不尽なことに対して「ＮＯ」と言える強さやたくましさを育てる。

#### ○ 加害者、観衆への支援、指導

- ・ 「いじめは許されない」「自分は手を出さなくても、いじめを積極的に容認したり、はやし立てたりすることは許されない」ことを、毅然とした態度で指導する。
- ・ 子供との接触頻度を高め、「いじめ」を生みやすい時間をなくす。
- ・ 相手の心の痛みを理解させ、今後に向けて自らの生き方をじっくりと考えさせる。
- ・ 「いじめ」に至った要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた相談活動や支援、指導を行う。

#### ○ 傍観者への支援、指導

- ・ 「いじめ」に対して批判的な行動をとった仲裁的傍観者に対しては、礼を言うとともに、今後も勇気をもって行動することを要請する。
- ・ 見て見ぬふりをした傍観者に対しては、「いじめ」を行っていることと同じであることを理解させ、勇気ある行動をとれるよう、具体的な手立てを講じて指導する。
- ・ 必要に応じて、再発防止に向けた指導を、学年、学校全体に広げて行う。

#### ○ 保護者への対応

- ・ 関係する保護者に対して、できる限り速やかに、顔を合わせて事実を伝え、指導方針と具体策を示して、再発防止への協力を依頼する。
- ・ 定期的に学校の様子を報告するとともに、家庭での様子を確認し、継続的に指導、支援を行う。
- ・ 必要に応じて、学級保護者懇談会や学校全体の保護者会を設定する。

#### ○ 関係機関への連絡

- ・ 「いじめ」が犯罪行為として取り扱われる場合には所轄警察署と連携して対処する。
- ・ 「いじめ」により、生命や心身、財産に重大な被害が生じたり、相当の期間、欠席を余儀なくされたりしている「疑い」がある場合や、子供や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったら、躊躇なく市教育委員会等へ連絡する。

## 6 評価と見直し

子供、保護者、学校運営協議会委員、教職員の「学校評価」や「いじめ問題取組総点検」を活用して、基本方針が学校の実情に即し、きちんと機能しているかを、常に点検、反省し、見直す。

